

み どり
水 土 里 ネット 大 里



大里用水だより

令和 4 年 4 月 発行

発行者 〒360-0045 熊谷市宮前町 2 丁目 44 番地

大里用水土地改良区

理事長 夏目亮一

TEL (048) 521-0433

FAX (048) 521-0441

Email: oosatoyousui@ksf.biglobe.ne.jp

U R L: http://osatoyousui.jp

第 17 号

改良区の概要

組合員数： 5, 390 人

地 積： 田 2,663 ha・畑 74 ha

施工前



施工後



県費単独土地改良事業 持田地区

[お も な 内 容]

- 理事長あいさつ
- 役員選挙の結果
- 総代選挙の結果
- 通常総代会議決内容
- 令和 2 年度財務状況の公表
- 令和 3 年度事業の実施状況
- 令和 4 年度歳入歳出予算
- 令和 4 年度事業の概要
- 令和 4 年度賦課金等
- お知らせ

理事長あいさつ



夏目 亮一

組合員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から当改良区の運営にあたり格別なるご理解とご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

この度、役員の任期満了に伴い役員選挙が執行され、その後行われた互選会により不肖ながら就任の運びとなりましたことをご報告いたします。また、退任される関係者の皆様方におかれましては、今までのご功労に深く感謝申し上げます。

さて、新体制で改良区の運営に臨むところでございますが、昨今、高齢化による離農や農地の利用集積の進展により土地持ち非農家の増加が見込まれております。当改良区が施設の維持管理、更新等を的確に行っていくためには耕作者の意見が適切に反映されるような事業運営を確立していくことが必要です。そのため、平成 31 年から改正土地改良法が施行されました。

改正土地改良法に基づき、今年度から員外監事及び複式簿記の導入を行います。中でも複式簿記は、単式簿記よりも具体的であるため、会計の明瞭化が推進されます。これにより、当改良区の財産状況がどの程度であるか組合員の皆様にもご理解を得やすいものになると期待しております。

当改良区は数多くの農業水利施設を維持管理しておりますが、担い手農家の減少や市街化の進展を受け、農業用水路が機能していない場所があります。用水機能の無いものについては、地方公共団体をお願いをして移管手続きを進めております。これにより経費の負担を軽減できるよう努めております。

しかしながら、燃料価格高騰による電気料金値上げに伴い、当改良区も揚水機場等の支出負担増加が見込まれるため、組合員の皆様には尚一層の節電のご協力をお願い申し上げます。

結びとなりますが、新役員一同決意を新たに、組合員様のご期待に添えるよう当改良区の発展のために努力をしていく所存でございますのでより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。今後とも組合員皆様方のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

役員選挙の結果について

任期満了に伴い、令和4年2月9日開催の第16回通常総代会において、執行された選挙の結果、無投票で次の方々が当選されました。

任期は令和4年2月20日から令和8年2月19日までの4年間です。

理事の職務は、定款の定めるところにより土地改良区を代表し業務を執行します。

監事の職務は、土地改良区の業務及び財産の状況を監査します。

なお、令和4年2月17日開催の監事互選会において、総括監事が選任され、2月18日開催の理事互選会において、正副理事長、庶務・会計・工務各担当理事が選任されました。

役員名簿

(定数7人)

職名	氏名	被選挙区	備考
理事長	夏目亮一	第4被選挙区(成田堰)	
副理事長	田口英樹	第7被選挙区(荒川左岸)	
庶務担当理事	中田安雄	第2被選挙区(玉井堰)	
会計担当理事	富田彰男	第3被選挙区(大麻生堰)	
工務担当理事	塩原武夫	第1被選挙区(奈良堰)	
理事	水野明	第5被選挙区(御正堰)	
理事	久保田修司	第6被選挙区(吉見堰)	

(定数4人)

職名	氏名	被選挙区	備考
総括監事	小沼浩之	全区	
監事	大崎進	全区	
監事	久保勝	全区	
監事	棚澤弘次	土地改良法第18条第6項に該当する監事	員外

総代選挙の結果について

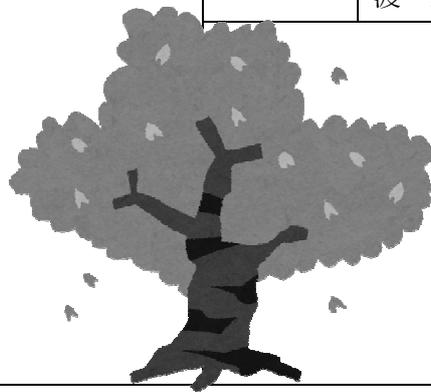
任期満了に伴い、令和3年12月3日執行された選挙の結果、無投票で次の方々が当選されました。任期は令和4年1月25日から令和8年1月24日までの4年間です。

総代の職務は、組合員の皆さんの代表として総代会を組織し、予算の議決、予算の承認、定款の変更、規約の改正、役員を選任、土地改良事業計画の設定、変更及び廃止等の重要事項を議決します。

総 代 名 簿

(定数 60 人)

第1選挙区 定数 25 人	氏 名		第2選挙区 定数 17 人	氏 名		第3選挙区 定数 18 人	氏 名	
(奈良堰) 13 人	福 田 正 八	再	(大麻生堰) 5 人	馬 場 茂	再	(御正堰) 8 人	高 橋 雄 一	新
	吉 田 定 雄	新		伊 佐 山 正	新		松 本 省 一	再
	三 浦 実	再		名 野 博 明	新		上 田 徳 雄	新
	湯 沢 哲 郎	新		村 田 英 紀	新		馬 場 金 正	新
	川 田 太 加 志	新		関 口 義 雄	新		福 田 柁 晴	再
	笛 木 清	新	(成田堰) 2 人	棚 澤 健 次	再		橋 本 明 雄	新
	岡 本 剛	再		堀 口 武 夫	新		水 野 辰 夫	新
	山 崎 清	新	(荒川左岸) 10 人	新 井 清 澄	再		森 川 悦 夫	再
	重 田 和 夫	新		梁 瀬 馨	再	寺 山 義 秋	再	
	北 爪 勉	再		代 晴 男	新	中 島 清	新	
	小 久 保 恵 司	新		関 口 清	新	石 平 伸 一	新	
	秋 山 利 夫	新		金 子 正 利	新	中 島 勇	新	
	清 水 茂 美	新		細 谷 豊 伴	再	堀 重 明	新	
(玉井堰) 12 人	篠 塚 正 行	再		田 島 一 秋	新	(吉見堰) 10 人	深 作 健 二	新
	浅 見 孝 良	再	大 澤 健 一	新	大 島 一 郎		再	
	鯨 井 邦 夫	再	福 嶋 弘 之	新	関 根 正 男		再	
	井 出 孝 一	再	吉 田 治 朗	再	岩 崎 一		新	
	塚 田 良 一	新			渡 邊 涉 昭		再	
	中 澤 芳 雄	新						
	寺 井 幸 男	再						
	鯨 井 章 男	再						
	湯 沢 雅 男	新						
	高 柳 欣 一	再						
	石 原 喜 平	新						
	江 守 敏 雄	再						



通常総代会開催

第16回通常総代会は、新型コロナウイルス感染の拡大防止を図るため書面議決を活用し、令和4年2月9日大里用土地改良区事務所において規模を縮小し開催されました。議長には、森川悦夫氏を選出して11議案が上程され、いずれも原案どおり可決されました。提案した11議案は次のとおりです。

提出議案

- 第1号 令和2年度事業報告、一般会計及び特別会計収支決算並びに財産目録について
- 第2号 令和3年度土地改良事業の実施について
- 第3号 令和3年度一般会計収支補正予算について
- 第4号 複式簿記会計の導入について
- 第5号 令和4年度経費の賦課及び徴収方法について
- 第6号 令和4年度事業計画について
- 第7号 令和4年度長期借入金について
- 第8号 令和4年度一般会計収支予算について
- 第9号 令和4年度歳計現金・積立金の預入先について
- 第10号 過年度賦課金の不能欠損処分について
- 第11号 諸規定の一部改正及び改定について

通常総代会の様子



令和 2 年度財務状況の公表

● 令和 2 年度歳入歳出決算

一般会計

単位 (円)

歳 入		歳 出	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
1 組 合 費	75,420,980	1 事 務 費	58,579,702
2 使 用 料	33,239,140	2 維 持 管 理 費	43,415,772
3 補 助 金	43,392,000	3 事 業 費	109,954,832
4 負 担 金	7,069,750	4 選 挙 費	0
5 交 付 金	27,665,600	5 負 担 金	11,441,738
6 雑 収 入	1,616,744	6 補 助 金	9,839,838
7 借 入 金	10,000,000	7 過 年 度 支 出	97,860
8 繰 入 金	35,997,841	8 諸 支 出 金	2,269,106
9 繰 越 金	45,456,697	9 繰 出 金	12,976,000
		10 委 託 費	0
		11 予 備 費	0
合 計	279,858,752	合 計	248,574,848

歳入歳出差引残金 31,283,904 円 翌年度へ繰越

特別会計

単位 (円)

項 目	歳入決算額	歳出決算額	翌年度繰越額
農地転用決済金積立金	463,448,408	21,007,841	442,440,567
財政調整積立金	338,311,030	14,990,000	323,321,030
役員総代退任功労金積立金	3,380,368	230,000	3,150,368
職員退職手当積立金	43,804,461	0	43,804,461
合 計	848,944,267	36,227,841	812,716,426

● 財 産 の 状 況

単位 (円)

資 産	999,343,541	流 動 資 産 等
負 債	822,716,426	農地転用決済金積立金等

● 賦課金の納入状況

単位 (円)

科 目	予 算 額	調 定 額	納 入 額	未 納 額
經常賦課金	76,642,000	76,446,948	75,420,980	1,025,968

令和3年度事業の実施状況

① 県費単独土地改良事業

単位 (円)

地区名	工種	事業内容	事業費
村岡	用水路	U型水路 H700×B700 L=328.1m	23,000,000
持田	用水路	A型柵渠 H1500×B2500 L=116.7m	20,000,000
新堀新田	パイプライン	制水弁 φ200~300 N=4箇所	5,000,000
菅沼	揚水機場	水中モーターポンプ φ150×19kw 1台	3,000,000
西別府	揚水機場	水中モーターポンプ φ200×22kw 1台 片吸込渦巻ポンプ φ125×φ100×11kw 3台	15,000,000
下増田	揚水機場	水中モーターポンプ φ200×22kw 1台(更新) φ200×22kw 1台(オーバーホール)	10,000,000

※ 県と市から補助金をうけて事業が行われました。

② 土地改良区単独事業

単位 (円)

地区名	工種	事業内容	事業費
下増田	揚水機場	揚水機場(下増田6号) 水中モーターポンプ 交換 1基 φ200×22kw 揚水管等交換 1式 実施出来高設計業務委託 1式	385,000 (工事費は別府地区農地整備推進委員会が負担)
西別府	揚水機場	揚水機場(石橋11号) 真空ポンプ交換等 1台 φ20×0.75kw 制御盤部品交換 1式	1,221,000 (制御盤部品交換は別府委員会が負担)

③ 土地改良施設維持管理適正化事業

単位 (円)

地区名	工種	事業内容	事業費
下増田 (下増田1)	揚水機場	水中ポンプモーター整備補修 φ150×22kw 1台 井戸内清掃及び揚水管・制御盤等の交換 1式	5,555,000

※ 国と県から補助金をうけて事業が行われました。

令和3年度県費単独土地改良事業

村岡地区 改修前



改修後



令和3年度土地改良施設維持管理適正化事業

下増田地区 改修前



改修後



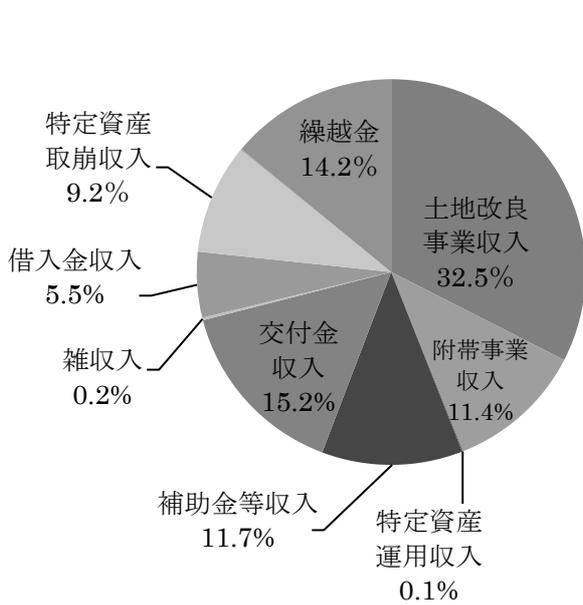
令和4年度歳入歳出予算

一般会計

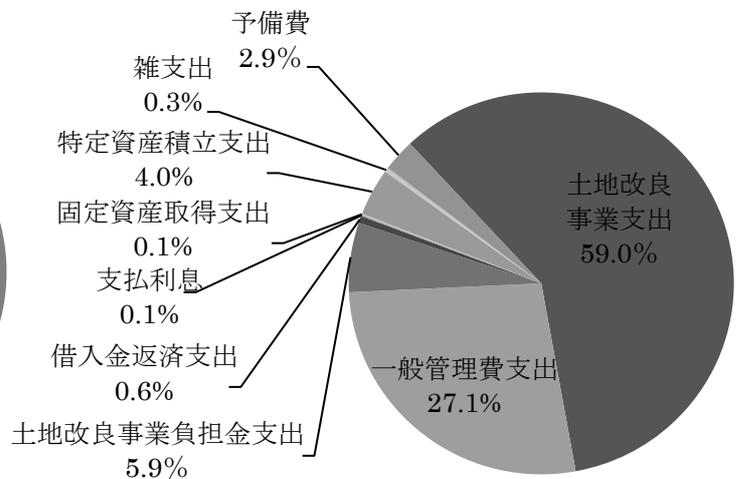
単位(円)

歳 入		歳 出	
科 目	予 算 額	科 目	予 算 額
1 土地改良事業収入	88,959,000	1 土地改良事業費支出	161,324,000
2 附帯事業収入	31,200,000	2 一般管理費支出	74,017,000
3 特定資産運用収入	1,000	3 土地改良事業負担金支出	16,065,000
4 補助金等収入	32,028,000	4 借入金返済支出	1,616,000
5 交付金収入	41,537,000	5 支払利息	100,000
6 雑収入	604,000	6 固定資産取得支出	350,000
7 借入金収入	15,000,000	7 特定資産積立支出	10,928,000
8 特定資産取崩収入	25,202,000	8 雑支出	800,000
9 繰越金	38,669,000	9 繰越金	0
		10 予備費	8,000,000
合 計	273,200,000	合 計	273,200,000

一般会計収入割合



一般会計支出割合



土地改良法改正に伴い、令和4年度より新しい科目で予算を作成しております

令和4年度事業の概要

令和4年度は、次の事業を実施する予定です。

① 県費単独土地改良事業

地区名	工種	事業内容	備考
津田新田	用水路	U型水路 H700×B700 L=80m	
福川右岸	揚水機場	柱上高圧気中負荷開閉器 7.2Kv 300A N=3機場(奈良第1・3・中条第4)	
持田	用水路	A型柵渠 H1500×B2500 L=80m	

※ 県と市から補助金をうけて事業が行われます。

② 土地改良施設維持管理適正化事業（令和3年度より繰越）

施設名	地区名	工種	事業内容	備考
尺角自動調整堰 (前谷落排水路排水調整施設)	下忍	樋水門	ワイヤーロープ電動巻上式自動起伏ゲート整備補修 H1000×W2000 1門 巻上機及び制御盤交換 1式	第41期生 平成29年度加入

※ 新型コロナウイルスのまん延等により電機部品が欠品している状況が発生したことにより工事並びに設計の完了の工期を令和4年9月30日まで延長したものである。

③ 土地改良施設維持管理適正化事業

施設名	地区名	工種	事業内容	備考
奈良第1揚水機場	下奈良	揚水機場	横軸両吸込渦巻モーターポンプのオーバーホール φ250×30Kw 2台 補機類の交換及び主配管等塗装 1式	第42期生 平成30年度加入
揚水機場 (南奈良新田機場)	奈良新田	揚水機場	水中モーターポンプ整備補修 φ200×22Kw 1台 井戸内清掃及び揚水管・制御盤等の交換 1式	第44期生 令和2年度加入
6号揚水機場	原島	揚水機場	水中モーターポンプ整備補修 φ200×22Kw 1台 井戸内清掃及び揚水管・制御盤等の交換 1式	第43期生 令和元年度加入
御正新田北 揚水機場	御正新田	揚水機場	水中モーターポンプ整備補修 φ200×15Kw 1台 揚水管改修・制御盤等の交換 1式	第43期生 令和元年度加入
大宮前揚水機場	持田	揚水機場	横軸料吸込渦巻モーターポンプのオーバーホール φ350×11Kw 1台 補機類の交換及び主配管等塗装 1式	第43期生 令和元年度加入

※ 国と県、市から補助金をうけて事業が行われます。

令和4年度賦課金等

1 賦課金

地 区 名			107-㎡当たり単価(円)	備 考
第1区	奈良堰	全 区 域	2,700	① 賦課金は本年度4月1日を基準に賦課されます。 ② 徴収期限8月31日 ※徴収期限を過ぎますと、 年利 14.6%の延滞金 が加算されます。 ③ 徴収方法 当改良区が指定する関係金融機関との委託契約に基づき徴収する。
		畑地灌漑	1,000	
	玉井堰	全 区 域	2,700	
第2区	大麻生堰	全 区 域	2,700	
	成田堰	全 区 域	2,700	
	荒川左岸	用排水区域	3,590	
		用排水区域(旧県営荒中事業受益外)	3,040	
		用水区域	2,700	
		畑排水区域	2,930	
畑排水区域(旧県営荒中事業受益外)	2,380			
第3区	御正堰	全 区 域	2,700	
	吉見堰	全 区 域	2,700	

2 農地転用決済金

農 地 転 用 の 理 由	単 価
専用住宅の建設・公共用地等の目的により田を転用、田から畑に地目変更する場合	1㎡につき 125円

3 水路等管理施設使用料(抜粋)

種 別	単 位	使用料(税抜き)	備 考	
汚水等の放流	家庭雑排水	1世帯・一時金	90,000円	・原則として、合併処理浄化槽のみ承認
	し尿浄化槽	合併	15,000円	
		単独	30,000円	
工作物設置	橋 梁	1㎡・一時金	15,000円	
諸 管 埋 設	外径10cm以下	1m・一時金	10,000円	

4 事務手数料

承認書・意見書・証明書等の手数料1件につき2,000円(税抜き)

水路等管理施設使用料及び事務手数料については、使用料・手数料に消費税率を乗じた額が加算されます。

お 知 ら せ

土地改良区功労者に表彰状を贈呈

土地改良区功労者に対し表彰状及び記念品を贈呈しました。土地改良区功労者表彰は、当土地改良区の役員総代表彰規程に基づき、長年にわたり改良区の運営などに尽力された方に贈られるもので、今回10名の方が受賞されました。

なお、今回受賞されたのは次の方々です。

土地改良区功労者表彰受賞者（順不同・敬称）

役 職	氏 名	役 職	氏 名
総 代	森 田 清 正	総 代	黒 澤 初 男
総 代	杉 田 清 一	総 代	梁 瀬 重 雄
総 代	小 久 保 徳 一	総 代	高 橋 榮 次
総 代	清 水 晴 男	総 代	矢 島 宏 信
総 代	夏 目 信 治	総 代	大 島 正 則



賦 課 金 に つ い て

土地改良区賦課金は、毎年4月1日を基準に賦課されます。土地改良法に基づく当改良区の定款の定めるところにより、当改良区区域のかんがい施設等及び水路の維持管理費用に充てる目的として賦課しています。休耕、転作等を実施している土地についても、通常どおり賦課されます。

組合員資格の交替があったとき

土地の所有権や耕作権の移動があったときや、相続等によって組合員資格の交替があったときは、資格を喪失した方と取得した方が連名で届出るよう土地改良法で定められています。届出には当改良区の組合員資格得喪通知書を使用してください。なお、この届出がない場合、組合費は移動前の土地所有者や耕作者に賦課されますので、注意して下さい。

※農業委員会等へ届け出をされても土地改良区へ届け出がない場合は変更できません。

口座振替をご利用下さい

賦課金の納入は便利な口座振替をご利用下さい。なお、詳細については下記のとおりとなっています。

(1) 取扱金融機関

くまがや農業協同組合・ふかや農業協同組合・ほくさい農業協同組合・さいたま農業協同組合

(2) 申し込み方法

貯金口座振替依頼書に必要事項を記入、押印（届出印）し、本人が金融機関で口座の確認（照合）の上、大里用土地改良区まで提出してください。なお、預金口座振替依頼書は、大里用土地改良区事務所にあります。

(3) その他

一度契約しますと自動更新となりますが、組合員や口座の変更が必要な場合は、再度申請が必要になりますのでよろしくお願いします。

ご 注 意 下 さ い ！

- ◆口座振替をご利用の方は、納入期限前に指定口座の残高を確認して下さい。
- ◆口座振替による賦課金の納入については、事務費節減のため領収書の発行はしていません。通帳記入をもって納入証明となりますので、引落日以降に必ず通帳記入をお願いします。ただし、領収書が必要な方は、ご連絡いただければ発行します。
- ◆用水路使用料については口座振替を行っていません。送付された納入通知書により、指定金融機関の窓口にて納入下さるようお願いします。

農地を転用するとき

市街化区域以外の農地を転用する場合は、農地転用等の通知と地区除外申請をして下さい。内容を審査した上で、意見書を発行します。その際には、農地転用決済金を納入していただきます。

市街化区域の農地転用には、改良区が発行していた受理証明書の添付が不要となりましたが、農地転用決済金を納入していただくのは、従来どおりです。

公共事業（道路・河川等）の用地として転用される農地についても転用決済金の納付が義務づけられていますので、用地買収が行われる際は、事業主体（買収者）と十分な話し合いをしてから手続き下さいますようお願いいたします。

農地転用決済金は、過去の水路改修工事や補修等に要した費用及び土地改良施設の維持管理費用相当額で、転用した後に残された水田・組合員に対して、過重な負担がかからないように土地改良法第42条で「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」と定められています。

各申請書は、当改良区事務所に用意してあります。また、ホームページよりダウンロードすることもできます。ご不明な点がございましたら大里用土地改良区までご連絡下さい。

TEL : 048-521-0433 ホームページURL : <http://oosatoyousui.jp>

取水量の増加と水路のゴミについて

農繁期を迎えますと取水量も増加します。特に幹線水路等ではかなりの水量が流れていますので、ゲート操作時などは充分に気をつけていただくとともに、子供達が水路の付近で遊んでいる場合には、水路に近づかないように一言声をかけていただき、事故の未然防止にご協力をお願いします。

また、水路に草刈りをした後の草やゴミなどは流さないで下さい。ゴミが下流のスクリーン等に引っ掛かることが原因で、通水に支障をきたし下流に水が行かない場合がありますし、大雨などで河川が増水した場合、それが堰となり水路が氾濫する恐れもあり非常に危険です。当改良区としても除塵機を設置し、役職員によりスクリーンや分水ゲート等のゴミの除去を行っていますが、ゴミの処分には多額の費用もかかりますので、皆さんにもご協力をお願いします。

生活排水等を用水路に流すとき

用水路へ生活排水の放流等を行う場合は、当改良区に申請し、承認を受ける必要があります。用水路は農作物を育成するための施設ですが、下水道が未整備のため、止むを得ず承認をしているのが現状です。その際、使用料を納めていただき、用水路の清掃や改修費用の一部にあて、通水の安定と地域環境の向上に役立っています。

水路の草刈り状況



作業前



作業後

用水路使用料はこのように使っています！

水路の補修状況

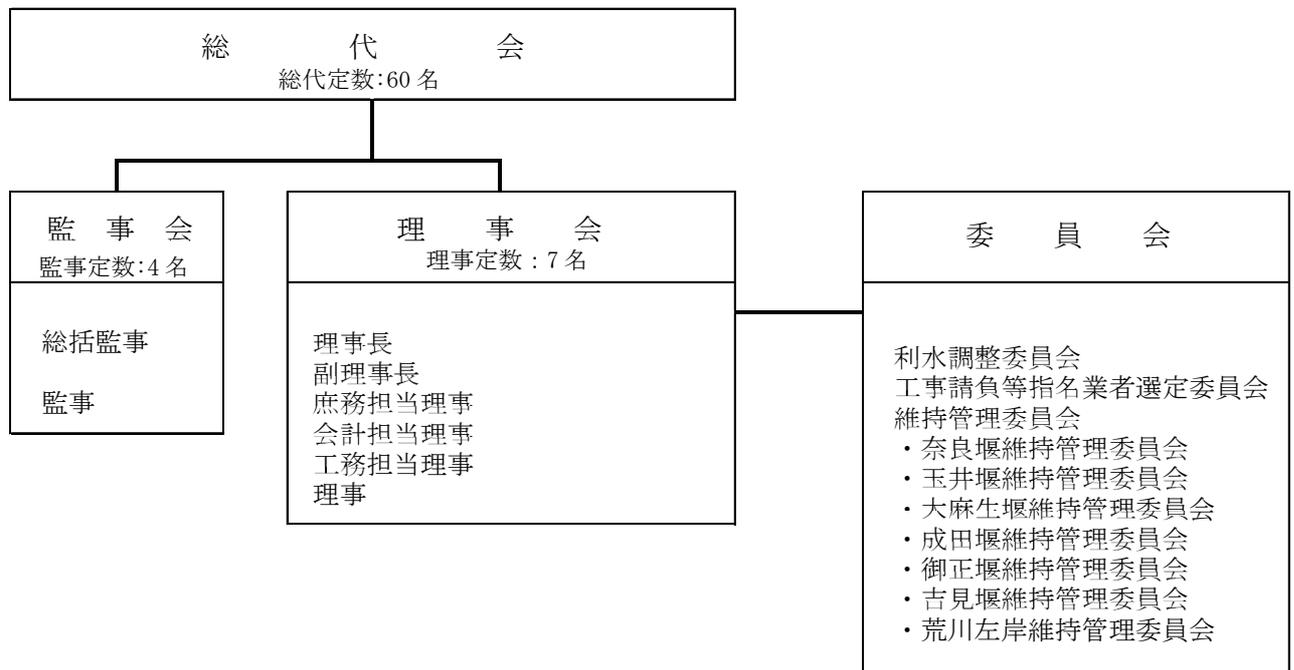


改修前

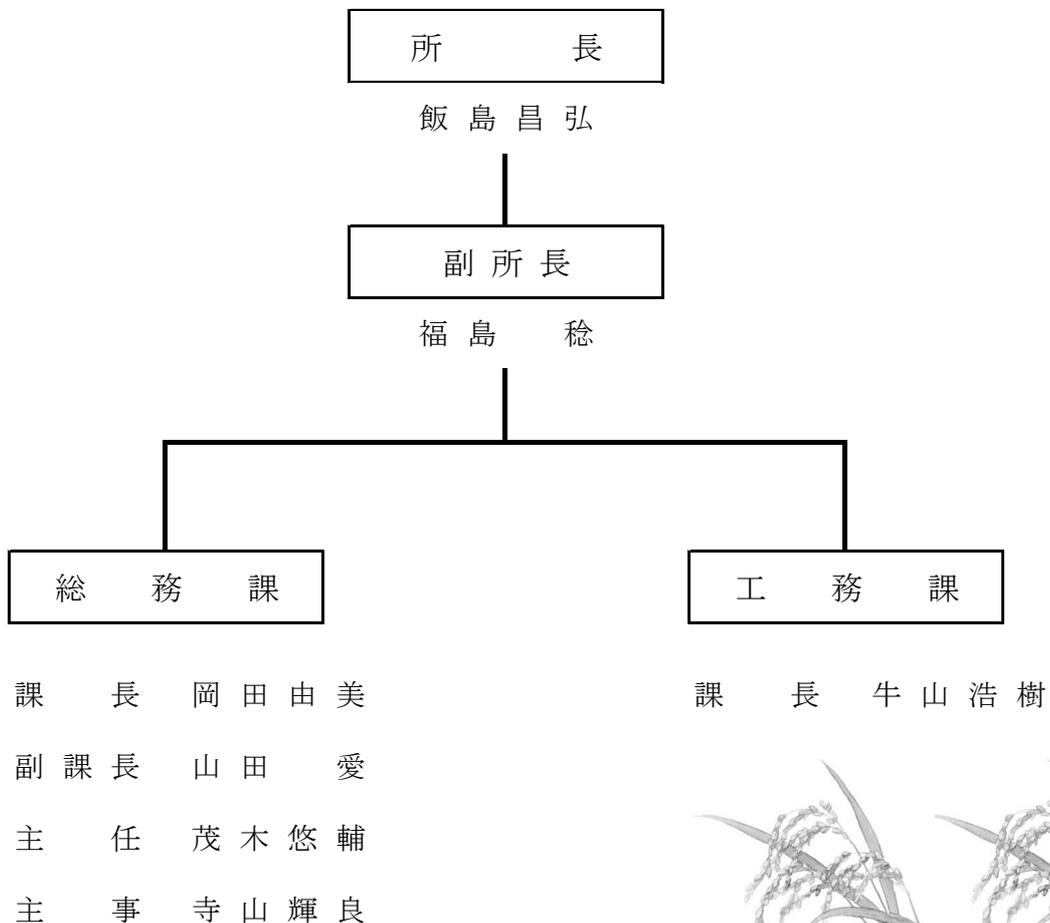


改修後

土地改良区組織



事務局



農業用水の取水について

組合員さんの皆さんが使用する農業用水は、荒川の水を六堰頭首工から取水し、各地区の水田に供給しています。取水量の管理については、河川法の許可に基づき毎年取水計画を立てて適正に管理していますが、六堰頭首工から取水できる量は期間によって決められていますので、水の有効利用にご協力をお願いします。

- ◆ 代掻きや田植えに伴う本格的な用水量の増加は、毎年6月16日からとなっていますのでご協力をお願いいたします。

◎ 取水量表

期間 区分	5月11日から 6月15日まで	6月16日から 6月25日まで	6月26日から 9月25日まで	9月26日から 5月10日まで
最大取水量	4.591m ³ /s	16.875m ³ /s	13.297m ³ /s	1.552m ³ /s
年間総取水量	129,357千m ³			

- ※ 最大取水量は、その期間内に六堰頭首工から最大に取水できる量です。
年間総取水量は、六堰頭首工より1年間に取水できる総量です。
取水量については、山王用水土地改良区の取水量も含まれています。

